

令和3年 No21

○東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則における雇用上限年齢の特例の追加に伴い、
所要の改正を行うものである。

承認経過

令和3年3月12, 19日 附属学校運営会議 審議・承認

令和3年3月24日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和3年3月25日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和3年規程第11号

東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程

東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学附属学校運営規程の一部改正について

改正理由：国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則における雇用上限年齢の特例の追加に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(附属学校運営参事)</p> <p>第35条 運営部に、附属学校運営参事（以下「運営参事」という。）を置き、<u>次の各号のいずれかに該当する者</u>をもって充てる。</p> <p><u>(1) 本学の専任教授</u></p> <p><u>(2) 本学の専任教授又は副校長（副校長相当の職を含む。）を経験し、附属学校の運営に造詣が深く若しくは優れた識見を有する者</u></p> <p>2 運営参事は、附属学校を所掌する副学長の監督の下に、大学と附属学校間の連絡調整、附属学校への指導・助言を行うほか、附属学校の運営に関する業務を処理する。</p> <p>3 運営参事は、学校教育法に規定する校長（園長）職に相当する。</p> <p>4 運営参事は、役員会及び附属学校運営会議の意見を聴き、学長が任命する。</p> <p>5 運営参事の任期は2年以内とし、再任を妨げない。</p> <p>6 欠員が生じた場合の後任運営参事の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(附属学校運営参事)</p> <p>第35条 運営部に、附属学校運営参事（以下「運営参事」という。）を置き、<u>本学の専任教授又は附属学校の副校長等の経験者</u>をもって充てる。</p> <p>2 運営参事は、附属学校を所掌する副学長の監督の下に、大学と附属学校間の連絡調整、附属学校への指導・助言を行うほか、附属学校の運営に関する業務を処理する。</p> <p>3 運営参事は、学校教育法に規定する校長（園長）職に相当する。</p> <p>4 運営参事は、役員会及び附属学校運営会議の意見を聴き、学長が任命する。</p> <p>5 運営参事の任期は2年以内とし、再任を妨げない。<u>ただし、65歳に達した日の属する年度の末日を超えることはできない。</u></p> <p>6 欠員が生じた場合の後任運営参事の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>〔省略〕</p>